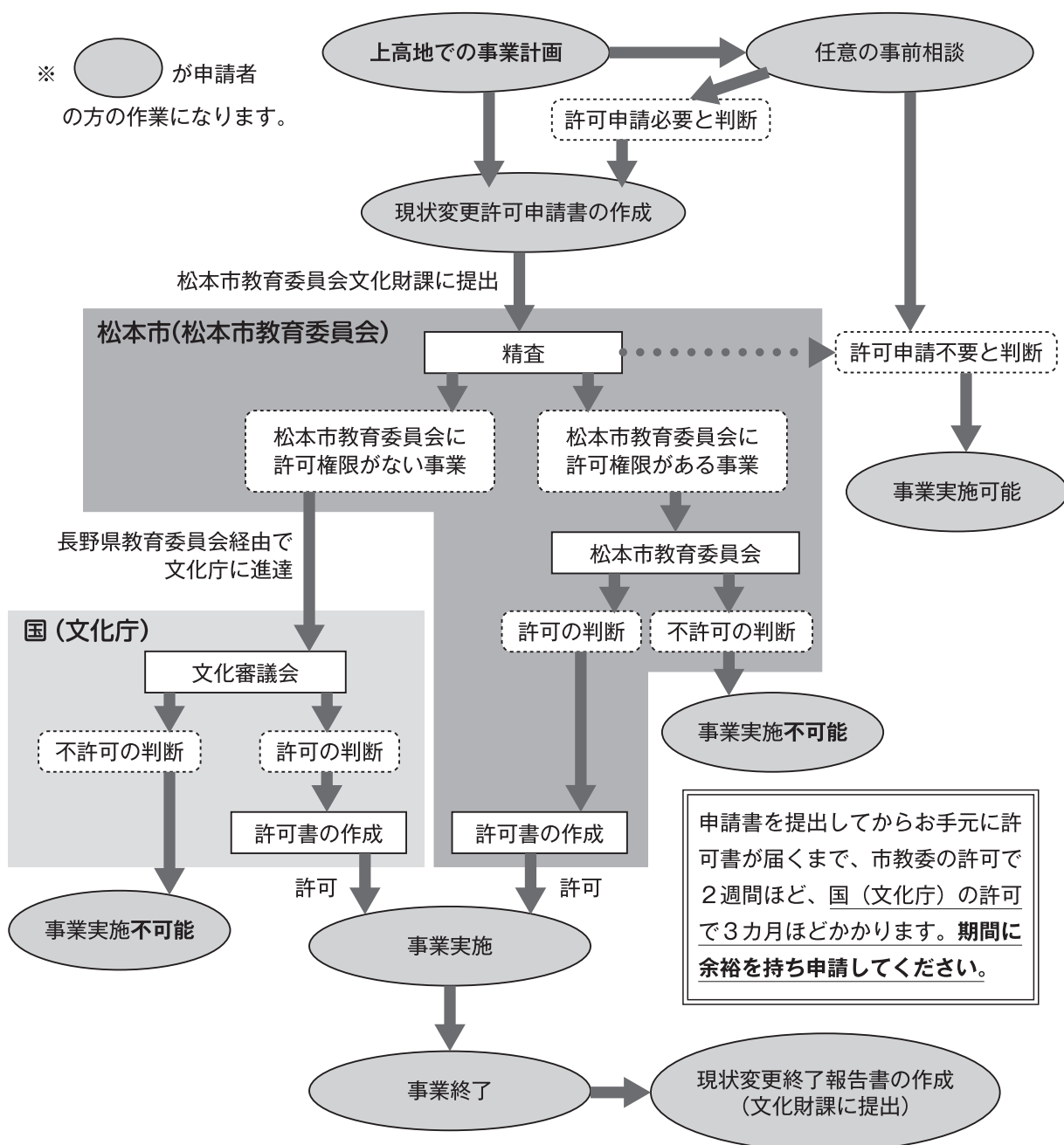


## 7 現状変更等許可申請書記入の手引き（上高地版）

### 【現状変更等許可申請 手続等の流れ】

特別名勝及び特別天然記念物上高地において現状変更等を行う場合の現状変更等許可申請書の作成から、事業終了に伴う終了報告書提出までの流れを以下に図示します。

なお、許可申請の要・不要や配慮事項など、許可申請に先立って事前に松本市教育委員会文化財課へ相談していただく（任意）ことにより、手続きがスムーズになります。



〈申請書の提出部数〉国（文化庁）の許可案件：正本3部、市の許可案件：正本1部

## 【現状変更等許可申請書（上高地版） 記入のポイント】

平成 年 月 日

※申請書を文化財課に提出する日付を記入

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏 名

印

※申請者の住所・氏名（団体の場合は団体名と代表者名）を記入

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更等の許可申請

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更等をしたいので、文化財保護法第125条第1項の規定により申請します。

※現状変更の実施主体が「国」（各省庁に属する機関から申請する場合など）となる場合、文化財保護法第168条第2項の規定に基づく協議となるので、本文中の用語を以下のとおり書き換えてください。

申請 → 協議

申請者 → 協議者

許可申請 → 協議

許可の日 → 同意の日

第125条第1項 → 第168条第2項

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称  
特別名勝及び特別天然記念物上高地
- 2 指定年月日  
昭和 3年3月24日 名勝及び天然記念物  
昭和27年3月29日 特別名勝及び特別天然記念物
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地  
長野県松本市安曇
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所  
林野庁及び環境省
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所  
なし
- 6 管理団体の名称及び事務所の所在地  
なし
- 7 管理責任者の氏名及び住所  
なし
- 8 許可申請者の氏名及び住所  
名 称  
代表者氏名  
所 在 地

項目1～3はこのままで結構です。

明神池周辺は、穂高神社が所有者となる場所があります。ご確認の上、必要に応じて書き直してください。

ホテル・山小屋の敷地など、占有者がいる場合があります。ご確認の上、必要に応じて書き直してください。

項目6～7はこのままで結構です。

申請者の方のお名前（名称）とご住所（所在地）をお書きください。

《重要：以下の項目9～11が充実していないと、スムーズに手続きが進みません。》

- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由  
 ※事案に応じ、以下の内容等を適切に記述してください。（以下は例です。）
  - 1) 研究の場合には、「問題の所在」「研究の意義」の観点から、当該研究の必要性や、その結果得られる成果の公益性など
  - 2) 整備の場合には、「危険性・問題点」などの課題と「期待される効果」の観点から、当該現状変更の必要性や公益性など
  - 3) 整備・活用その他の場合には、「現状変更が国民（もしくは来訪者）にどう還元されるか」の観点から、当該整備等の必要性と、その結果得られる成果の公益性など

10 現状変更等の内容及び実施の方法

※項目11と対応させ、具体的に記述してください。

1) 詳細で具体的な実施方法と内容（以下は例）

- ①使用機器・設置機器の仕様、員数、設置方法等の一覧
- ②実施の方法、終了・撤去の方法

2) その方法・内容は影響低減にどのような配慮をしているか（以下は例）。

- ①記念物そのものに与える影響（員数、分散、方法、使用器具etc.）
- ②周辺環境（景観含む）に及ぼす影響（位置、形状、色彩etc.）
- ③関係者への配慮（被疑によるトラブル、模倣の誘発、安全etc.）

（この部分は項目11に書くのがふさわしい場合もあるので適宜調整してください。）

11 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項

※項目10と関連させ、以下を記述してください。

1) その方法・内容による影響の見通し（以下は例）

- ①記念物そのものに与える影響
- ②周辺環境（景観含む）に及ぼす影響

（注）「影響なし」ということは、特殊な場合を除いてありません。いかに影響を低減するかをお書きください。

2) 期待される成果の還元（以下は例）

- ①研究成果の還元（直接の利活用、データベース、論文etc.）
- ②事業成果（安全性、利便性）による活用促進

12 現状変更等の着手及び終了の予定期間

許可の日から平成 年 月 日まで

※着手日は、指定の日がない場合は「許可の日」としてください。

※文化庁の許可を要するものは申請から許可まで約3ヵ月かかりますので、早めに申請書を提出してください。また、気象条件等の影響を十分に考慮した上で、着手・終了予定日は余裕を持たせてください。

13 現状変更等に係る地域の地番

長野県松本市安曇 番地

※番地が不明な場合は「長野県松本市安曇上高地〇〇沢」などの記載方法でも結構です。

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び

代表者の氏名並びに事務所の所在地

名 称  
代表者氏名  
所 在 地

工事实施者等が未定の場合は「未定」とお書きください。  
※決定後、すみやかにお知らせください。

15 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴  
該当なし

16 出土品の処置に関する希望  
該当なし

項目15～16は、このままで結構です。

17 その他参考となるべき事項

※当該現状変更の実施に当たり、自然公園法等の規定により協議・申請（予定を含む）  
をしている機関をご記入ください。

例 → 環境省（自然公園法）  
林野庁（国有林関係）  
国土交通省（砂防指定地）

第〇〇号により許可済み、協議中等

※その他、以下の例に該当するものがあれば具体的にご記入ください。（別紙でも可）

- 1) 多人数で研究を実施する場合・・・実施者の名簿など
- 2) 継続的な事案の場合・・・過去の実績や位置など（累積的影響が評価できるもの）
- 3) 実施主体の実績（過去の施工実績など、施行内容に対する信頼性検討資料）
- 4) 先行研究と研究の現状（項目9～11で書ききれない場合）

参考：【添付書類】 → すべてA4版（縮小可）で提出してください。

- 1 位置図（別添位置図を使用）、現状変更等の設計仕様書及び設計図（着色）
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図（現状変更等の対象地を表示）
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真（現状変更等の対象を表示）
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見
- ~~9 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書~~

※「研究」事案の場合の添付資料の例（項目9～11に入る場合もある。）

- a. 詳細な位置を示す資料  
位置図、写真など
- b. 保護すべき文化財の現況とそれをとりまく環境を示す資料  
現況（気候、地質、水質、植生、生態系などのうちで必要なもの）と問題点
- c. 現状変更の必要性を示す資料  
問題の所在、研究の意義など
- d. どんな場所でどう調査するかを示す資料  
行為の対象となる範囲や箇所が示された写真又は図、調査地点ごとの採取数一覧等
- e. どんな方法で行うかを示す資料  
捕獲又は標識取り付けなどに使用する器具・薬品等の仕様一覧、写真など
- f. 環境・景観に与える影響を示す資料  
機材や薬品等の材質・形状・色彩等の見本や図面など
- g. 影響にどのような配慮をするかを示す資料  
捕獲・採取に当たっては、その相対量を示すデータや、箇所密度を示すデータや図、過去の実施状況を踏まえ、予定している配慮事項など  
（指定物件に対する配慮の他に、作業時の周囲の人への配慮も記載する。）
- h. 研究成果を社会に還元する見通し  
調査データの保存（DNAなどの例）、公開、活用（結果に基づく施工等）など  
研究の意義のうち、とりわけ社会的な意義など

※「工事等」事案の場合の添付資料の例（項目9～11に入る場合もある。）

- a. 詳細な位置を示す資料  
位置図、写真など
- b. 現状変更の必要性を示す資料  
現況を示す資料・写真など
- c. どんな場所をどうするかを示す資料  
計画全景が示された写真又は図、完成予想図など
- d. 具体的な施工内容を示す資料  
平面図・断面図・構造図など
- e. 環境・景観に与える影響を示す資料  
材質・形状・色彩等の見本や図面など
- f. どのような工事になるかを示す資料  
工事用の土工などの図面・施工状況の予想図など
- g. 保護すべき文化財の現況とそれをとりまく環境を示す資料  
モニタリングの結果（気候、地質、水質、植生、生態系）、学識経験者の意見など

申請書作成後、項目9～11・17で、影響等の評価と説明が充分かチェックしてください！

- 1) 現状変更の基本的内容が充分記載されていますか。
  - ・ 現状変更施行箇所（詳細図面も必須）と実施期間が明示されていますか。  
※恒久的現状変更では、設置等の作業期間が「実施期間」です。
  - ・ 実施に必要な仮設工などまで明記されていますか。
  - ・ 行為の実施者（入札のため未確定ならばその旨）が明記されていますか。
  
- 2) 申請した現状変更は、やむを得ないもの、どうしても必要なもの、という内容になっていますか。
  - ・ 「研究だからやむを得ない」ではなく「研究の手法として適当か」というスタンスで説明できていますか。
  - ・ それ以外の方法が選択できない事情が説明できていますか。